

2021年度 第1回町田市外郭団体監理委員会 議事要旨

開催日時: 2021年5月20日(木) 10:00~11:40

開催場所: 町田市庁舎5階 会議室5-3

出席者: (委員長) 前田成東

(委員) 神山和美、前原一彦、小林大祐

傍聴者: 0名

事務局: 4名

1. 開会

事務局から本日の委員会の流れや今後の審議の進め方などについて説明した。

2. 前回の委員会での質問事項への回答

事務局である総務課から、2020年度第1回外郭団体監理委員会での質問事項である「1994年~1997年の行政改革大綱との関係性」「町田市における外郭団体の情報公開の現状」「2008年の公益法人制度改革により簡易な手続きで設立できる公益社団法人の取扱いの考え方」「地方自治法に定められる議会への報告後の議論の状況」について回答した。

3. 外郭団体の該当要件と区分の見直し

(1) 事務局説明

事務局である総務課から、外郭団体の該当要件と区分の見直しについて、資料1-1~1-4を用いて説明した。

(2) 外郭団体の該当要件についての審議

前田委員長) 審議の前に、事務局の説明に対し、質問はあるか。

前原委員) 出資・出えんの割合については4分の1以上を該当要件とするとあり、割合だけを要件としているが、金額要件はないのか。実質としては、4分の1に満たないが金額が大きい場合など、金額の方が外郭団体に該当させる必要性があるが、その点が考慮されていないように感じる。

事務局) 地方自治法第199条第7項の考えに準拠しているため、金額でなく、あくまで出資・出えん割合のみを要件としている。

前原委員) 現実として、4分の1に満たないが金額が大きいという団体はないか。

事務局) そのような団体はない。

前原委員) 補助金の要件に500万円以上と金額要件が設定されているが、500万円の根拠は何か。

事務局) 現行の外郭団体の該当要件が500万円以上となっているためである。しかし、現行の要件を検討する際に何かの定めに準拠しているわけではなく、金額ごとに外郭団体に該当する団体の数を考慮したところ、500万円程度が妥当であると考えた経緯である。

神山委員) 貸付金と補助金の違いについて、貸付金は返金してもらうものだと思うが、無利子なのか有利子なのか。

事務局) 無利子である。

神山委員) 標準的な返済期間などはどのようになっているのか。

事務局) 個別に決めているものである。現在、貸付している福祉サービス協会では、1億円の貸付を無利子で年間500万円ずつ返済する形で、市と団体で取り交わしている。
貸付金にも色々あり、一般的な貸付は利子があることもあるが、今回対象としている貸付は、団体を特定して行う支援の意味合いの強い貸付であるため、無利子の運用としていると思われる。

神山委員) 新たな外郭団体の該当要件について、補助金と貸付金では団体の収入合計の2分の1以上を占めているものを要件としている。貸付金について、比較するものが収入というのは違う概念のように感じる。前原委員の意見も伺いたい。

前原委員) 貸付金と関係するのは出資金の方である。例えば、会社で貸付けたお金を返さなくていいとなった場合、貸付から資本に代えてしまうということがある、負債から資本というのは関係している。しかし、収入の2分の1というのは、ストックとフローの概念が混ざってしまっているように感じる。

事務局) 考え方を整理し、検討する。

小林委員) 現在の団体以外に、要件を変えることによって該当する可能性のある団体にはどのような団体があったのか。

事務局) 該当要件の基準には満たなかったが、似通った性質のある団体として、町田交通安全協会や、町田市資源協同組合があったため、団体所管部に対して、団体の性質や市との関わり、意向を含めてヒアリングを行った。結論として、外郭団体とする必要はないと判断したところである。

小林委員) 法人格で区切るということについては、厳密に法律に基づいた法人格を持つということなのか。組合や権利能力なき社団などは含めないこととするということか。

事務局) そのとおりである。

小林委員) 含めてしまうと該当する団体が多くなりすぎるということか。

事務局) 対象が広くなりすぎるということや、あいまいになるというところがあると
考えた。もう一度考え方を整理する。

前田委員長) では、質問は以上として、審議に入りたいと思う。

最も重要なのは、外郭団体の該当要件の範囲をどのように考えるかである。
事務局の案では、外郭団体について、さらに指導監督の区分として、外郭団
体を監理団体と基本情報公表団体とに分け、その区分に基づいて、どのよう
な指導監督を行っていくのかということが議論の対象となるわけである。

まず、資料1-2において、外郭団体よりさらに広く外部の団体を8類型で
捉え、①出資・出捐から⑥人的支援までを外郭団体の該当要件とし、⑦指定
管理者と⑧委託は外郭団体を除外する案が示されたが、その点について意見
はあるか。

前田委員長) 指定管理者と委託を該当要件の類型項目から外すことについて、問題はない
と感じる。確認であるが、出資・出えんしている団体が、委託の受託者や指
定管理者であった場合など、重複して類型に該当する場合は、出資・出えん
を以て該当するということによいか。

事務局) そのとおりである。

前田委員長) そのような団体は実際にあるか。

事務局) 町田市社会福祉協議会や町田市文化・国際交流財団などがある。

前田委員長) 純粋な民間団体などが指定管理や委託を行っている場合は、該当しないとい
うことによいか。

事務局) そのとおりである。

前田委員長) 町田交通安全協会などは、いずれの該当要件にも該当しないということによ
いか。

事務局) 補助金を交付している点では対象になるが、金額等で外郭団体の該当要件に
は該当しない。

前田委員長) 市としては、何らかの関係があること自体は認識しているが、外郭団体の概
念からは外そうということかと思う。外郭団体には該当しないが、何らかの
関係がある団体については、市として把握の方法はあるのか。

事務局) 市としては、例えば補助金交付している団体であれば、補助金を交付する手
続きの中で把握していく。

前田委員長) その上で、補助金を交付している団体全てを外郭団体とすると該当数的にも
対応できないので外そうということか。

事務局) そのとおりである。市としては、外部の団体としては何らかの関わりが無数
にあるが、その中でより強い関係がある団体を外郭団体とすべきであると捉
えている。その基準に満たなければ、通常の補助金を交付している団体とし
て捉え、基準を超えるようであれば外郭団体とすべきと考えている。

小林委員) 補助金については、年度ごとに状況を確認しているのか。

事務局) そのとおりである。年度ごとに会計システムから補助金の情報を抽出して確認できるようになっている。

前田委員長) 年度により補助金額が変わることで、外郭団体に該当したりしなかったりすることがありうる。この点について、何か工夫することはできないのか。

事務局) 3年間継続して支出していることを条件とするなどの運用の工夫は可能であると考えている。ただ一方で、町田市現状として補助金500万円以上交付している団体という条件を設け、毎年度、補助金の状況を確認する中では、年度ごとの補助金額は変わっておらず、該当団体が変わるという状況は発生していない。

前田委員長) 出資・出えんが4分の1未満の場合で金額が大きい場合という団体はないという話であった。地方自治法では割合だけを条件としており、金額については条件としていないので、仕方ないかと思う。しかし、当然出資・出えんする場合には、議会の予算の審議にかかるので、最低限議会でのコントロールはなされていると言える。

事務局) 基本的には、出資の割合は権限に関わってくるので、指導監督したい団体に対しては、それが担保される出資割合を出資することとなっている。

前原委員) 出資・出えんしている団体の中で、補助金額が一番大きい団体は、いくらくらいの金額か。

事務局) 観光コンベンション協会へ、1,790万円と4,200万円の補助金を支出している。

前原委員) 億単位の支出はないか。

事務局) 億単位はない。

前原委員) 市からお金を支出するという点では、指定管理者の大きいものの方が金額は大きいのか。

事務局) 市民ホールの指定管理者である町田市文化・国際交流財団へは、1億円を超える額を支出している。

ただ、補助金については支出しっぱなしのものなので、補助した目的が達成されないということはあるが、それにより市が損失を負うということはない。

前原委員) その他の団体は、どのくらいの補助金額を支出しているのか。

事務局) 基本状況公表団体ではあるが、町田市体育協会に4,400万円の支出をしている。

ただこれも団体へ補助金を支出しているというよりは、団体が担っている事業への補助金であり、団体の運営を補助しているわけではない。

神山委員) 人的支援の考え方は、現役の職員のみを対象とするもので、市退職者は対象

者として含めないという認識でよいか。

事務局) そのとおりである。市退職者が就任している実情はあるが、事務局案としては、現職の部長や課長が充て職で就任している場合を人的支援の要件としている。

小林委員) 人的支援について、「⑤主要な役職員に市職員が就任している団体」とあるが、「主要な」という文言をあえて付けた理由を確認したい。

事務局) 派遣の仕方にもよるが、市職員が一般の事務として派遣される場合もあれば、主要な役職員に派遣される場合も想定される。「主要な」としているのは、団体の意思決定に関わる役職までに市職員が入り込んでいる場合を条件づけるために使っている言葉である。

小林委員) 法律に定められた各団体の役員という認識でよいか。

事務局) そのとおりである。

前田委員長) 他の条件ではある程度明確に記載しているので、「主要な」というのはあいまいな表現になっていると感じる。「役員」という表現では漏れが出てしまうということか。

事務局) 「主要な」という文言は取ることとする。意図しているのは、理事、株式会社では取締役や代表取締役であり、それに準ずるものを含められるように「理事・取締役等」と具体的に例示して記載したい。

前田委員長) 文言については、以上の視点で整理していただきたい。

神山委員) 外郭団体の該当要件に、「⑦その他の財政的・人的な関係を有し、かつ活動範囲を市内全域として施策推進のため市と密接な関係を有するもので市長が特に指定する団体」とあるが、「市長が特に指定する団体」に判断基準はあるか。

事務局) 現状では、「市長が特に指定する団体」に基準はない。

基本的には市の恣意性を排除するために、金額や割合などの基準で決定していくものと考えている。今後、基準に合わないような特別な関与のある団体があった場合に、該当させる必要があるのではないかと考えている。

神山委員) 「その他の財政的・人的な関係、かつ、市と密接な関係を有するもので市長が特に指定する団体」は排除する方を想定しているのではなく、該当させる方を想定しているという理解でよいか。

「市と密接な関係」について、財政的・人的な関係以外に何を想定しているのか。

前原委員) かつとあるので、「その他の財政的・人的な関係」があっても、「市と密接な関係」がなければ、該当しないということではないのか。

小林委員) 市内全域で活動しているというのは、何を以て判断するのか。

事務局) 文言については整理させていただく。

おそらく、財政的・人的な関係については、新たな外郭団体の該当要件の①から⑥で整理されているが、なおかつ条件がプラスされていることについて

ひっかかりがあるのではないかと思う。

神山委員) 意図としては、①から⑥で読めないものを拾おうとしているということであると思うが、一方でかつ以降を見ると排除するような要素のように思えてしまう。

事務局) ⑦については、意図や目的も含めて整理させていただく。

(3) 外郭団体の該当要件についての委員会総括

前田委員長) 委員の意見を踏まえ、新たな外郭団体の該当要件については、資料1-2の⑦指定管理者と⑧委託は外した上で、①出資・出捐から⑥人的支援までを該当項目とする。

その上で、新たな外郭団体の該当要件の「⑦その他の財政的・人的な関係を有し、かつ活動範囲を市内全域として施策推進のため市と密接な関係を有するもので市長が特に指定する団体」については、制限するのではなく追加の意味で付け加える。

ただし、「⑤主要な役職員に市職員が就任している団体」については「主要な」の部分が不明確であるので、検討していただきたい。また、「⑦その他の財政的・人的な関係、かつ、市と密接な関係を有するもので市長が特に指定する団体」についても対象が明確になるように検討していただきたい。

⑤と⑦について改善した上で、該当要件はこの7項目にするということにしたい。また後日案を提示していただいて、再度意見を伺いたい。

(4) 指導監督区分についての審議

前田委員長) 続いて、資料1-4にあるとおり、外郭団体を監理団体と基本情報公表団体に分けた上で、それぞれ①出資・出捐から⑦その他の区分で整理していったということである。

指導監督区分について、何か意見はあるか。

前田委員長) ②補助金等や③貸付金の項目では監理団体に該当する団体は、今のところないか。

事務局) 今のところはない。

前原委員) 町田市社会福祉サービス協会が外郭団体非該当となっているが、貸付の金額が少ないのか。

事務局) 貸付金の額は500万円以上あるが、事業規模の大きい団体であるため、貸付の割合が収入合計の2分の1に満たないため、非該当となる。

前原委員) 「貸付金の支出が500万円以上かつ団体の事業規模(収入合計)の2分の1以上」で、「かつ」のため非該当ということか。「または」であれば該当するということでよいか。

事務局) 「または」であれば該当する。

神山委員) 貸付金といっても、実質は出資金の性質に近いもののようにも感じる。

前原委員) 貸付金が出資金になるというのと同じ。

前田委員長) 「または」にした場合、該当するのは町田市福祉サービス協会だけか。

事務局) そのとおりである。町田市福祉サービス協会の貸付金の返済もあと数年で完済となる。

前原委員) 完済後にまた貸付するということはないか。

事務局) 予定はない。

前田委員長) 該当する団体が多くなって收拾がつかなくなる訳でもないし、貸付金額自体はかなり大きいので、「または」にした方がいいのではないか。

事務局) 特定の団体に対する貸付自体、基本的には行っていないことである。

小林委員) 貸付の根拠として、条例や要綱などはあるのか。

事務局) 団体を特定した貸付の条例や要綱はない。この団体とは協定を取り交わしている。

前田委員長) 今まで、貸付金の該当要件を作ってから、町田市福祉サービス協会以外の団体が該当したことはあるか。

事務局) 2013年度に基準を作って以降はない。

前田委員長) 2013年度に貸付金の項目を作った意図はあったのか。

事務局) 具体的な検討の記録は見つからないが、条件を設ける前に、すでに外郭団体に指定している既存の団体が存在している中で条件を設定したため、既存の団体が当てはまる要件を設定したのではないかと想定される。

前田委員長) 損失補償・借入保証や信託の受託者についても、現在は該当する団体はない。該当要件の枠組は作っておいて、なければならないということではないか。

事務局) 将来的に該当する団体が出てきた場合の備えということである。

前田委員長) 「かつ」のところは検討していただきたい。

事務局) 事業規模(収入合計)の2分の1の文言と合わせて、整理させていただく。

前田委員長) これは要望であるが、市民にとって分かりやすくなるよう、外郭団体と監理団体・基本情報公表団体について、図式化してほしい。

市としては、外郭団体より広い外部団体の概念を設定する予定はあるのか。設定すると複雑になると感じる。

事務局) 新しい概念を設定する予定はない。外部団体との関わり類型については、包括外部監査の内容に合わせて、地方自治法第199条第7項を関わりの類型に人的支援を加えて検討したものである。

前田委員長) では市民向けには、外郭団体を示し、その中に監理団体と基本情報公表団体があるということだけ示されるという認識でよいか。

事務局) そのとおりである。

前田委員長) 本来であれば、「外郭団体」という名称について、検討してもいいように思う。今まで市で外郭団体の名称について、検討したことはないのか。

事務局) 2013年度に指導監督区分の名称を検討した際には、結果として当時の東京都の名称、監理団体と基本情報団体に合わせた。

前田委員長) 外郭団体という用語については、検討したことはないか。

事務局) 外郭団体についてはない。

前原委員) 会社であれば、子会社は関連会社という用語を使う。外郭団体というのは、本当は関連会社のようなものではないかと思う。

事務局) 出資団体であれば関連会社の概念が近いと思うが、補助金などであると、概念が違うように感じる。

前田委員長) 外郭という言葉は、真ん中があって外側という印象がある。

事務局) 完全に外であれば外部という言葉になると思う。しかし、外郭団体は市の外にはあるが、接しているという意味で外郭という用語を使っているものであると認識している。他市町村でも外郭団体という言葉を使っている。

小林委員) 外郭団体という用語は、法律にはないものという理解でよいか。

事務局) そのとおりである。外郭団体自体が法律にはない概念であるため、法律用語ではなく、一般的な用語ではある。

前田委員長) たしかに通称が定着しているものではある。説明できればいいと思う。

(5) 指導監督区分についての委員会総括

前田委員長) ③貸付金について再検討していただきたい。

4. 外郭団体基本情報調査票等の見直し

(1) 事務局説明

事務局である総務課から、外郭団体基本情報調査票の見直しについて、資料2-1、2-2を用いて説明した。

(2) 外郭団体基本情報調査票等の見直しについての審議

前田委員長) 事務局説明への質問と審議を一括して行いたいと思う。何か意見はあるか。

前原委員) 赤字で囲まれている箇所について、基本情報公表団体は記載を省略できるものとしている。そうすると、同じ基本情報公表団体でも、省略している団体としていない団体が混在することになるのではないか。

事務局) 現在の基本情報公表団体については、指導監督の中で各団体から財務諸表などを提出いただくことで記載できている。引き続きご提出いただける団体は記載できるが、一方記載できない団体もあるということで、混在することはありうる。

前田委員長) 混在することについては、不具合はないということによいか。

情報公開請求があった場合は、この帳票は全て公表されるということか。

事務局) この帳票自体は、すでに市ホームページで公開されているものである。

前田委員長) 一方の団体は公表しているのに、他方の団体は公表していない理由について、市民から問い合わせがあった場合に明確に回答できるか。

事務局) できないが、赤字部分の公表については、原則不要でいいものとは感じている。

前田委員長) どちらかに統一した方がいいと思う。

前原委員) 基本情報公表団体も赤字部分は記載があった方がいいように思う。

前田委員長) 現在公表している赤字部分を記載しないということは、緩和するということにもなる。

事務局) 基本的に、監理団体は、団体の事業と経営に市が関与しているものである。一方で、基本情報公表団体は、事業については補助金などを支出していることなど、通常の団体にはしていない財政的・人的支援に対し、市が説明責任として、掲載しているものである。

この帳票は、市がどのような支援をしているかを説明するために作成するものと捉えており、基本情報公表団体の財務状況については公表する必要がないため、記載を省略できるものと考えた。

前原委員) 基本情報公表団体は外部であり、各自で公表するものであるということか。

事務局) そのとおりである。基本情報公表団体は監理団体に比べ、関与の度合いが低いので、団体の財務状況については記載を省略できるということである。

前田委員長) であれば、外郭団体を2つの概念に分けているのだから、基本情報公表団体については赤字部分は記載しないということで統一した方がいい。掲載していたりいなかったりということで、市民から疑念を生むきっかけとなっても困る。記載しないで統一していいのではないか。

各委員) 記載しないとした方が明確である。

前田委員長) 事務局において、ご検討いただければと思う。

前原委員) 3. 財務状況の(4) その他に「税理士による確認を受けている」という記載例がある。税理士は税金を計算するものであり、平成20年の新公益法人会計基準によって証明できることとなっているが、本来は財務諸表を確認するものではない。この欄には、公認会計士も記載しておいた方がいい。

前田委員長) 時代により制度が変わることもあるので、確認していただきたい。

神山委員) 貸付金について、2. 資本金等や3. 財務諸表の(3) 財務指標において、⑤当市補助金比率と同じように指標とした方がいいのではないかと感じる。一方で、②借入金依存度に市からの借入金を含めて計算するかどうかについては、考え方を整理した方がいいと思う。

事務局) 考え方を整理する。

神山委員) また、3. 財務状況の(5) 当該団体への財政的支援の③税の減免額という

項目がある。今までの財政的な検討の中に税というものはなかったが、税の減免をする団体があるのか。何らかの支援理由があるので設定していると思うが、この項目で確認すべきものが分からないと感じる。

事務局) 整理させていただく。

前原委員) (3) 財務指標の①自己資本比率や③流動比率の記載の記入例について、倍増した数値が記載されているが、本来このような急激な増加はあまりない。また、主な増減理由が重要となるものであるため、参考値として記載例を作成するのであれば、増減の理由等の欄に原因を記載するなど分かりやすくしておいた方がいい。

神山委員) 例として適切かどうかは確認した方がいいように思う。

前原委員) 数字並べて終わりにはしない方がいい。

小林委員) 2. 資本金等の市以外の主な出資者の欄において、市が100%出資でない場合、どのように記載するのかあいまいである。また、出資者が個人であった場合の個人名をどこまで記載するのか、取扱いについては注意が必要である。

前原委員) 確かに、外郭団体への市以外の出資者が誰なのかということは、知りたい情報である。

前田委員長) 「主な」という文言もあいまいである。

事務局) 出資者が多い場合もありうるため、上位何位あるいは何%以上の出資者を記載することとするなど、記載方法については他自治体も参考にして検討する。

(3) 外郭団体基本情報調査票等の見直しについての委員会総括

前田委員長) 基本情報公表団体については、赤枠部分は記載を要しないと明確にさせていただきたい。

2. 資本金等の市以外の主な出資者の欄において、記載の基準を作っていただきたい。

3. 財務諸表の(3) 財務指標の②貸付金比率と⑤当市補助金比率、(5) 当該団体への財政的支援の③税の減免額の項目について、考え方を整理していただきたい。また、増減が大きい場合については、増減の理由等の欄に記載するなど記載例を分かりやすくするよう検討いただきたい。

3. 財務状況の(4) その他に「税理士による確認を受けている」という箇所について、平成20年の改正を確認していただいた上で、公認会計士及び税理士と修正するのかを検討していただきたい。

5. 閉会